

一、最新中国法令

● 关于构建开放型经济新体制的若干意见

【发布单位】中共中央、国务院

【发布日期】2015-09-17

【内容提要】该意见提出：

创新外商投资管理体制
<ul style="list-style-type: none">■ <u>统一内外资法律法规</u><ul style="list-style-type: none">➢ 修订中外合资经营企业法、中外合作经营企业法和外资企业法，制定新的外资基础性法律，将规范和引导境外投资者及其投资行为的内容纳入外资基础性法律。➢ 对于外资企业组织形式、经营活动等一般内容，按照内外资一致的原则，适用统一的法律法规。■ <u>推进准入前国民待遇加负面清单的管理模式</u><ul style="list-style-type: none">➢ 分层次、有重点放开服务业领域外资准入限制，推进金融、教育、文化、医疗等服务业领域有序开放，放开婴幼儿、建筑设计、会计审计、商贸物流、电子商务等服务业领域外资准入限制，进一步放开一般制造业。➢ 对于交通、电信等基础设施以及矿业等相关领域逐步减少对外资的限制。■ <u>完善外商投资监管体系</u> 加强事中事后监管，建立外商投资信息报告制度和外商投资信息公示平台。
优化对外开放区域布局
<ul style="list-style-type: none">■ <u>建设若干自由贸易试验区</u>■ <u>完善内陆开放新机制</u> 以加工贸易梯度转移重点承接地为依托，稳妥推进有条件的企业将整机生产、零部件、原材料配套和研发、结算等向内陆地区转移，形成产业集群，支持在内陆中心城市建立先进制造业中心。■ <u>扩大对香港、澳门和台湾地区开放</u>
构建开放安全的金融体系
<ul style="list-style-type: none">■ <u>扩大金融业开放</u> 有序放宽证券业股比限制，有序推进银行业对外开放。■ <u>推动资本市场双向有序开放</u><ul style="list-style-type: none">➢ 推进人民币资本项目可兑换。➢ 便利境内外主体跨境投融资。➢ 扩大期货市场对外开放，允许符合规定条件的境外机构从事特定品种的期货

一、最新中国法令

● 開放型經濟新體制構築に関する若干の意見

【発布機関】中国共産党中央委員会、國務院

【発布日】2015-09-17

【概要】本意見によると、以下の通りである。

外商投資管理体制を刷新する
<ul style="list-style-type: none">■ <u>内・外資の法律法規を統一する</u><ul style="list-style-type: none">➢ 中外合弁經營企業法、中外合作經營企業法と外資企業法を改正し、外資の基本法を新たに制定し、国外投資者及び国外投資者の投資行為を規範化、指導する内容を外資の基本法に盛り込む。➢ 外資企業の組織形態、經營活動などの一般的内容について、内・外資一致の原則に従い、統一された法律法規を適用する。■ <u>参入前内国民待遇+ネガティブリストの管理方式を推し進める</u><ul style="list-style-type: none">➢ サービス業分野への外資参入規制の緩和を段階的に、重点的に行い、金融、教育、文化、医療などのサービス業分野への参入規制の緩和を秩序立てて行う。育児・養老、建築設計、会計監査、商業貿易・物流、電子商取引などのサービス業分野における外資参入規制を緩和し、一般製造業の規制緩和を更に推し進める。➢ 交通、電信などのインフラ施設及び鉱業などの関係分野における外資参入規制を徐々に減らす。■ <u>外商投資監督管理体制を整備する</u> 事中・事後の監督管理を強化し、外商投資情報報告制度及び外商投資情報公示プラットフォームを構築する。
対外開放エリア配置を最適化する
<ul style="list-style-type: none">■ <u>自由貿易試験園區を数力所建設する</u>■ <u>内陸開放の新たなメカニズムを整備する</u> 加工貿易における重点請負地への段階的シフトに基づき、条件の整っている企業による機械本体の生産、部品、原材料の組立、研究開発、決済などを内陸地区に着実にシフトし、産業クラスターを形成し、内陸の中心都市において先端的製造業センターを建設することを支持する。■ <u>香港、マカオ及び台湾地区に対する開放を拡大する</u>
対外的に開放された安全な金融体制を構築する
<ul style="list-style-type: none">■ <u>金融業の開放を拡大する</u> 証券業の持分比率制限を適切に緩和し、銀行業の対外開放を秩序よく推し進める。■ <u>資本市場における秩序ある双方向の開放を推し進める</u><ul style="list-style-type: none">➢ 人民元建て資本項目の兌換自由化を推し進める。➢ 国内外主体によるクロスボーダー投資・融資に便宜を図る。➢ 先物市場の対外開放を拡大し、規定条件に合致する国外機構が特定品目の先物取

<p>交易。</p> <p>➢ 逐步开放金融衍生品市场。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>扩大人民币跨境使用</u> ▪ <u>完善汇率形成机制和外汇管理制度</u> <p>按照负面清单原则推进外商投资企业外汇资本金结汇管理改革。</p>
<p>建立健全开放型经济安全保障体系</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>完善外商投资国家安全审查机制</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完善外商投资国家安全审查的法律制度，制定外商投资国家安全审查条例。 ➢ 建立与负面清单管理模式相适应的外商投资国家安全审查制度。 ➢ 完善国家安全审查范围，加强事中事后监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/17/content_2934172.htm

● 关于推进企业发行外债备案登记制管理改革的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改外资〔2015〕2044号
【发布日期】2015-09-14
【实施日期】2015-09-14
【内容提要】根据该通知：

- 该通知所称外债，是指境内企业及其控制的境外企业或分支机构向境外举借的、以本币或外币计价、按约定还本付息的1年期以上债务工具，包括境外发行债券、中长期国际商业贷款等。
- 取消企业发行外债的额度审批，实行备案登记制管理。
- 企业发行外债，须事前向国家发展改革委申请办理备案登记手续，并在每期发行结束后10个工作日内，向国家发改委报送发行信息。
- 简化企业发行外债备案登记。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201509/t20150915_751045.html

● 关于调整和完善固定资产投资项目资本金制度的通知

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2015〕51号

<p>引を行うことを認める。</p> <p>➢ 金融派生商品市場の対外的開放を徐々に進行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>人民元のクロスボーダー使用を拡大する</u> ▪ <u>為替相場形成体制及び外貨管理制度を整備する</u> <p>ネガティブリストの原則に従い、外商投資企業外貨資本元転管理改革を推し進める。</p>
<p>健全な開放型経済安全保障体制を構築する</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外商投資国家安全審査体制を整備する</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商投資国家安全審査の法律制度を整備し、外商投資国家安全審査条例を制定する。 ➢ ネガティブリスト管理方式に見合った外商投資国家安全審査制度を構築する。 ➢ 国家安全審査の範囲を整備し、事中・事後の監督管理を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/17/content_2934172.htm

● 企業が発行する外債の届出登記制管理改革推進に関する通知

【発布機関】国家發展改革委員會
【発布番号】发改外资〔2015〕2044号
【発布日】2015-09-14
【実施日】2015-09-14
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 本通知に言う外債とは、国内企業及び国内企業が支配する国外企業または分支機構が国外から借入れる、人民元または外貨建ての、約定に従い元金・利息を返還する1年期以上の負債性金融商品を指し、これには、国外で発行する債券、中长期国債商業ローンなどが含まれる。
- 企業が発行する外債の限度額の審査許可を撤廃し、届出登記制による管理を実施する。
- 企業が外債を発行するにあたっては、予め国家發展改革委員會に届出登記申請手続きを行った上で、毎回発行終了後10業務日以内に国家發展改革委員會に発行情報を報告しなければならない。
- 企業による外債発行の届出登記を簡素化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201509/t20150915_751045.html

● 固定資産投資事業資本金制度の調整及び整備に関する通知

【発布機関】國務院
【発布番号】国発〔2015〕51号

【发布日期】2015-09-09
 【实施日期】2015-09-09
 【内容提要】除产能过剩行业项目外，该通知调低了大部分行业固定资产投资项目的最低资本金比例。简要介绍如下：

城市和交通基础设施项目
<ul style="list-style-type: none"> 城市轨道交通项目由 25%调整为 20%； 港口、沿海及内河航运、机场项目由 30%调整为 25%； 铁路、公路项目由 25%调整为 20%。
房地产开发项目
<ul style="list-style-type: none"> 保障性住房和普通商品住房项目维持 20%不变； 其他项目由 30%调整为 25%。
产能过剩行业项目
<ul style="list-style-type: none"> 钢铁、电解铝项目维持 40%不变； 水泥项目维持 35%不变； 煤炭、电石、铁合金、烧碱、焦炭、黄磷、多晶硅项目维持 30%不变。
其他工业项目
<ul style="list-style-type: none"> 玉米深加工项目由 30%调整为 20%，化肥（钾肥除外）项目维持 25%不变。
其他
<ul style="list-style-type: none"> 电力等其他项目维持 20%不变。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/14/content_10161.htm

● **关于深化国有企业改革的指导意见**

【发布单位】中共中央、国务院
 【发布日期】2015-09-13
 【内容提要】该意见提出引入非国有资本参与国有企业改革：

- 鼓励非国有资本投资主体通过出资入股、收购股权、认购可转债、股权置换等多种方式，参与国有企业改制重组或国有控股上市公司增资扩股以及企业经营管理。
- 在石油、天然气、电力、铁路、电信、资源开发、公用事业等领域，向非国有资本推出符合产业政策、有利于转型升级的项目。
- 依照外商投资产业指导目录和相关安全审查规定，完善外资安全审查工作机制。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/2015-09/13/content_2930440.htm

【发布日期】2015-09-09
 【实施日期】2015-09-09
 【概要】本通知により、生産能力が過剰な業種を除く大多数業種の固定資産投資事業の最低資本金の比率が引き下げられた。

都市及び交通インフラ施設事業
<ul style="list-style-type: none"> 軌道系都市交通事業は 25%から 20%に調整する。 港、沿海及び内陸河川水上運輸、空港事業は 30%から 25%に調整する。 鉄道、道路事業は 25%から 20%に調整する。
不動産開発事業
<ul style="list-style-type: none"> 低所得者用住宅および一般商品住宅は、20%に据え置く。 その他事業は 30%から 25%に調整する。
生産能力が過剰な業種の事業
<ul style="list-style-type: none"> 鋼鉄、電解アルミニウム事業は 40%に据え置く。 セメント事業は 35%に据え置く。 石炭、カーバイド、鉄合金、苛性ソーダ、コークス、黄燐、多結晶シリコンなどの事業は 30%に据え置く。
その他の工業事業
<ul style="list-style-type: none"> トウモロコシ深加工事業は 30%から 20%に調整する。化学肥料(カリ肥料は除く)事業は 25%に据え置く。
その他
<ul style="list-style-type: none"> 電力などのその他事業は 20%に据え置く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/14/content_10161.htm

● **国有企業改革推進に関する指導意見**

【发布機關】中国共産党中央委員会、國務院
 【发布日期】2015-09-13
 【概要】本意見では、非国有資本を国有企業改革に導入する形で国有企業改革に参加させる旨を掲げている。

- 非国有資本投資主体が出資による資本参加、持分買収、転換社債の購入、持分交換などの多岐にわたる方式にて、国有企業制度改革・再編または国有持株上場会社の増資による持分拡大および企業経営管理に参加することを奨励する。
- 石油、天然ガス、電力、鉄道、電信、資源開発、公共事業などの分野において、非国有資本に対して産業政策に合致する、モデルチェンジ・グレードアップに有益となる事業を推し進める。
- 外商投資産業指導目録および安全審査規定に従い、外資安全審査作業体制を整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/2015-09/13/content_2930440.htm

● [关于依法保障律师执业权利的规定](#)

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院、公安部、国家安全部、司法部

【发布日期】2015-09-16

【实施日期】2015-09-16

【内容提要】该规定分别就保障律师知情权、申请权、申诉权，以及会见、阅卷、收集证据和发问、质证、辩论辩护等方面的权利作出规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-09/21/content_103039.htm?div=-1

● [弁護士の執務権利を法に依拠して保障することに関する規定](#)

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部

【発布日】2015-09-16

【実施日】2015-09-16

【概要】本規定はそれぞれ、弁護士の知る権利、申請権、不服申立て権、及び接見、保管資料の閲覧、証拠収集、尋問、証拠調べ、弁論・弁護などの方面における権利の保障について規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-09/21/content_103039.htm?div=-1

● [北京市服务业扩大开放综合试点实施方案\(北京\)](#)

【发布单位】商务部、北京市人民政府

【发布文号】京政发〔2015〕48号

【发布日期】2015-09-13

【内容提要】根据该方案：

试点期限
自 2015 年 05 月 05 日起至 2018 年 05 月 04 日结束，为期 3 年。
重点领域
<ul style="list-style-type: none">▪ 科学技术服务领域▪ 互联网和信息服务领域▪ 文化教育服务领域▪ 金融服务领域▪ 商务和旅游服务领域▪ 健康医疗服务领域

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gggs/t1403067.htm>

● [北京市サービス業開放拡大の総合試行実施方案\(北京\)](#)

【発布機関】商務部、北京市人民政府

【発布番号】京政発〔2015〕48号

【発布日】2015-09-13

【概要】本方案によると、以下の通りである。

試行期間
2015 年 5 月 5 日から 2018 年 5 月 4 日までの 3 年間とする。
重点分野
<ul style="list-style-type: none">▪ 科学技術サービス分野▪ インターネットおよび情報サービス分野▪ 文化教育サービス分野▪ 金融サービス分野▪ ビジネスおよび観光サービス分野▪ 健康・医療サービス分野

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gggs/t1403067.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [《特别纳税调整实施办法》公开征求意见](#)

日前，国家税务总局制发《特别纳税调整实施办法（征求意见稿）》，向社会公开征求意见（截止日期为 2015 年 10 月 16 日）。该征求意见稿内容包括：

二、新着情報

● [「特別納税調整実施弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家税務総局は、「特別納税調整実施弁法（意見募集案）」を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集している（締切日は 2015 年 10 月 16 日である）。本意見募集案には以下の内容が含まれる。

- 重申了原办法的适用范围，规定了不适用
的情形，并进一步明确“转让定价管理”、“预
约定价安排管理”、“成本分摊协议管理”等
相关概念。
- 对“关联关系”所包含的情形作出修改，增
加“双方存在持股关系或者同为第三方持
股，但持股比例未达到本条第（一）项规
定的，一方的生产经营活动必须由另一方
提供工业产权、商标权、专利权、非专
利技术等特许权才能正常进行”等内容，并相
应地对关联交易类型加以修正。
- 对包括“同期资料”在内的章节进行了增改。

(里兆律师事务所 2015 年 09 月 18 日编写)

- 旧弁法の適用範囲を再度言明し、適用対象外
の状況について規定し、「移転価格管理」、「移
転価格事前確認管理」、「コストシェアリング契約
書管理」の概念を更に明確にした。
- 「関連関係」に含まれる状況を修正し、「双方に
持分保有関係が存在するまたは同一の第三者
によって持分を保有されるものの、持分保有比率
が本条第（一）号規定の比率に達しておらず、一
方当事者の生産経営活動が他方当事者から
産業財産権、商標権、特許権、非特許技術な
どの特許権を提供してもらわなければ、正常に行
うことができない場合」などの内容を追加し、関連
取引の分類を修正した。
- 「同期資料」を含む章節の追加修正を行った。

(里兆法律事務所が 2015 年 9 月 18 日付で作成)

三、里兆解读

- [知识产权保护，垄断不保护](#)
——[简析知识产权领域反垄断新规（连载之一
/共二篇）](#)

2015 年 04 月 07 日，国家工商行政管理总局
发布了《[关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行
为的规定](#)》（以下简称“《规定》”），并将于今年 08
月 01 日正式实施。《规定》界定了正当行使知识产
权和排除、限制竞争之间的关系，明确了滥用知识
产权属于《[反垄断法](#)》规制的行为，本文将对《规
定》进行简要介绍和评析。

中国《[反垄断法](#)》第 55 条规定，“经营者依照
有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权
的行为，不适用本法；但是，经营者滥用知识产权，
排除、限制竞争的行为，适用本法。”这表明中国对
在知识产权领域实施反垄断法的基本态度，即承认
并保护权利人依据知识产权相关法律正当行使知识
产权，对具有排除或限制竞争效果的滥用知识产权
行为要进行严格的规制。

保护知识产权是为了鼓励创新、促进竞争，这
与反垄断的目的之一致。但是知识产权权利人在行使
其权利时超出了法律或法规所允许的范围或者正当
界限，导致对知识产权的不正当利用、损害他人利
益和社会公共利益的情形，即具有排除、限制竞争
的危害后果，因此，法律有必要对此进行规制。

知识产权领域的反垄断也早已成为中国反垄断
执法和司法的热点问题。例如，国家发展和改革委员会于 2013 年以来先后调查、处理了美国 IDC 公

三、里兆解説

- [知的財産権を保護し、独占を保護しない](#)
——[知的財産権分野における独占禁止新規定
の簡潔な分析（連載の一/全二回）](#)

2015 年 4 月 7 日、国家工商行政管理総局は「[知
的財産権の濫用による競争を排除、制限する行為の禁
止に関する規定](#)」（以下「規定」という）を公布し、本年 8
月 1 日から正式に実施する。「規定」は正当な知的
財産権の行使と競争の排除、制限との関係を定義し、知
的財産権の濫用が「[独占禁止法](#)」で規制する行為に該
当することを明確にした。本文では「規定」について簡潔
な紹介および評価分析を行う。

中国「[独占禁止法](#)」第 55 条では、「事業者が知的
財産権に関する法律、行政法規の規定に照らして知的
財産権を行使する行為については、本法を適用しない。た
だし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制
限する行為については、本法を適用する」と規定してい
る。これは中国の知的財産権分野における独占禁止法
実施の基本態度を示しており、即ち、権利者が知的
財産権関連法令に基づき知的財産権を正当に行使す
ることを承認、保護し、競争を排除または制限する効
果を持つ知的財産権の濫用行為に対し厳格な規制を加
えている。

知的財産権の保護は革新奨励、競争促進のため
であり、これは独占禁止の目的と一致している。た
だし、知的財産権権利者がその権利を行使する際に
法令で認められた範囲または正当な限度を逸脱し、知
的財産権についての不正利用、他者の利益および社会
公共利益を損なう状況が生じた場合、競争を排除、制
限する弊害を伴う結果となる。このため、法律はこれ
に対し規制を加えなければならないのである。

知的財産権分野における独占禁止も早い段階で
中国独占禁止法執行および司法の注目問題となっ
ていた。例えば、国家発展改革委員会が 2013 年から前

司和某无线通信企业滥用专利权案，广东省高级人民法院审理了华为公司诉美国 IDC 公司基于标准必要专利滥用市场支配地位案，以及中国商务部在批准微软收购诺基亚手机业务和默克收购安智两起经营者集中案件时附加了专利许可方面的限制性条件，国家工商管理行政管理总局正在对微软公司进行反垄断调查等等。在此背景下，《规定》应势而生。

《规定》主要针对“经营者之间利用行使知识产权的方式达成垄断协议”；“具有市场支配地位的经营者在行使知识产权的过程中滥用市场支配地位，排除、限制竞争”以及专利联营、标准制定中行使知识产权行为可能构成垄断的具体情形作了规定，律师列表分析、介绍如下：

表一：经营者利用行使知识产权的方式达成垄断协议

垄断协议	构成要件/表现形式	简要说明
① 横向垄断协议	<ul style="list-style-type: none"> 具有竞争关系的经营者利用行使知识产权的方式达成《反垄断法》第 13 条禁止的垄断协议。例如，上世纪 90 年代 DVD 专利权人组成 6C、3C 联盟，向中国 DVD 厂家强制征收不合理专利费。 	<ul style="list-style-type: none"> 《规定》禁止经营者之间达成垄断协议基本上是援引、沿用《反垄断法》的相关规定。 《规定》第 5 条首创了中国反垄断法领域的“安全港”规则。即，“具有竞争关系的经营者在受其行为影响的相关市场上的市场份额合计不超过百分之二十，或者在相关市场上存在至少四个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术”，以及“经营者与交易相对人在相关市场上的市场份额均不超过百分之三十，或者在相关市场上存在至少两个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术”，则经营者的行为可以得到豁免，不认为是《反垄断法》
② 纵向垄断协议	<ul style="list-style-type: none"> 经营者与交易相对人利用行使知识产权的方式达成《反垄断法》第 14 条禁止的垄断协议。例如，经营者限定下游代理商在特定的地域范围内仅能销售其享有商标权的产品。 	<ul style="list-style-type: none"> 经营者与交易相对人利用行使知识产权的方式达成《反垄断法》第 14 条禁止的垄断协议。例如，经营者限定下游代理商在特定的地域范围内仅能销售其享有商标权的产品。

して調査を行い、米国の IDC 社と某無線通信企業との特許権濫用事件を処理した件、広東省高級人民法院の華為社が米国の IDC 社を訴えた標準必須特許を巡る市場の支配的地位の濫用事件を審理した件、および中国商務部がマイクロソフト社によるノキア社携帯電話業務の買収とメルク社による AZ エレクトロニックマテリアルズ社の買収の二つの事業者集中案件を許可する際、特許承諾の面で制限的条件を付加した件、国家工商管理行政管理総局が現在、マイクロソフト社に対する独占禁止調査を行っている件などである。このような背景の下、「規定」は情勢に対応するために生まれた。

「規定」は主に「事業者間で知的財産権の行使の方式で独占協定を成す場合」、「市場の支配的な地位を具備する事業者が知的財産権を行使する過程において市場の支配的地位を濫用し、競争を排除、制限する場合」およびパテントプール、標準の制定において知的財産権を行使する行為が独占を構成する可能性がある場合の具体的な状況について規定を設けた。筆者は以下の通り表にまとめて分析、紹介する。

表一：事業者が知的財産権の行使の方式で独占協定を成す場合

独占協定	構成要件/取扱い形式	簡潔な説明
① 水平的独占協定	<ul style="list-style-type: none"> 競争関係にある事業者が知的財産権の行使の方式で「独占禁止法」第 13 条で禁止する独占協定を成す場合。例えば、前世紀 90 年代に DVD の特許権者が 6C、3C のパテントプールを構成し、中国の DVD メーカーから強制的に不合理な特許料を徴収する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「規定」による事業者間の独占協定合意の禁止は、基本的に「独占禁止法」の関連規定を引用、援用している。 「規定」第 5 条は初めて中国独占禁止法分野における「安全港」（セーフ・ハーバー）の規則を設けた。即ち、「競争関係にある事業者の自らの行為の影響を受ける関連市場における市場占有率が合計で 20%を超えない場合、または関連市場において合理的なコストで得られるその他の独立制御された代替的技術が少なくとも四つ存在する場合」、および「事業者と取引相手の関連市場における市場占有率がいずれも 30%を超えない場合、または関連市場において合理的なコストで得られるその他の独立制御された代替的技術が少なくとも二つ存在する場合」、事業者の行為は免責され、「独占禁止法」で禁ずる独
② 垂直的独占協定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が取引相手と知的財産権の行使の方式で「独占禁止法」第 14 条で禁止する独占協定を成す場合。例えば、事業者が川下の代理店に対し特定の地域においては自らが商標権を保有する製品しか販売できないように制限 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が取引相手と知的財産権の行使の方式で「独占禁止法」第 14 条で禁止する独占協定を成す場合。例えば、事業者が川下の代理店に対し特定の地域においては自らが商標権を保有する製品しか販売できないように制限

		禁止的垄断协议。
律师提示：		
<ul style="list-style-type: none"> “安全港”规则将为经营者（知识产权权利人）正当行使知识产权、避免触犯反垄断法提供有益指引。经营者可以通过市场调查、评估等方法确认并举证证明自身在相关市场所占份额，如果市场份额较小、符合“安全港”条件，则无须担心相关行为会受到反垄断法的规制。 当然，“安全港”并非绝对“安全”。《规定》将该规则表述为“有关行为可以不被认定为”垄断协议。因此，即使相关行为可以进入“安全港”，但仍可能被认定为垄断协议。对此，工商部门在执法实践中享有一定的自由裁量权。 “安全港”规则目前仅适用于工商部门执法管辖范围内的非价格垄断协议。价格垄断协议通常被认为属于反垄断法予以“核心限制”的行为，并适用“本身违法”原则进行认定。因此，即便市场份额符合“安全港”条件，但如果实施了价格垄断行为，仍可能受到《反垄断法》规制，价格部门仍然有权进行查处。 未来，“安全港”规则是否可能普遍适用于反垄断法禁止的各类垄断行为，以及作为国家发展与改革委员会等其他反垄断执法机构的执法指南等仍不确定。 		

	する。	占協定とは認定しないことができる。
筆者からの注意点：		
<ul style="list-style-type: none"> 「安全港」規則は事業者（知的財産権の権利者）の知的財産権の正当な行使、独占禁止法抵触の回避にとって有益な目安を提供するものである。事業者は市場調査、評価などの方法を通じて自らの関連市場における占有率を確認し立証することができ、市場占有率が低く、「安全港」の条件に合致するのであれば、関連行為が独占禁止法の規制を受ける心配をする必要がなくなる。 無論、「安全港」は絶対に「安全」という訳ではない。「規定」は当該規則を「関連行為は独占協定とは認定しないことができる」と表現しており、このため、たとえ関連行為が「安全港」の中であっても、やはり独占協定と認定されるおそれはある。これについて、工商部門は法執行の実務において一定の自由裁量権を有する。 「安全港」規則は現時点では工商部門の法執行管轄権の範囲である非価格独占協定に対してのみ適用される。価格独占協定は通常、独占禁止法が「重点的に規制」する行為に該当すると考えられており、「それ自体違法」の原則を適用して認定が行われる。このため、たとえ市場占有率が「安全港」の条件に合致しているとしても、価格独占協定を実施した場合は、やはり「独占禁止法」の規制を受けるものと思われ、価格部門は依然として取締りを行うことができる。 将来、「安全港」規則が普遍的に独占禁止法で禁じられた各種独占行為に適用されるか、および国家発展改革委員会などのその他の独占禁止法執行機関の法執行の目安となるかなどは、依然として不確定である。 		

表二：具有市场支配地位的经营者拒绝许可其知识产权

滥用市场支配地位	表现形式/构成要件	简要说明
拒绝许可	<ul style="list-style-type: none"> 经营者的知识产权构成其他经营者进行生产经营的“必需设施”； 经营者无正当理由，拒绝许可其他经营者以合理条件使用该知识产权； 拒绝许可该知识产权将会导 	<ul style="list-style-type: none"> 《规定》引入了欧盟及美国竞争法中的必需设施（也称“关键设施”）概念。即，当某一设施为垄断者控制以及竞争对手无法合理地复制这一设施（经济上或法律上不可行）时，该设施即可能被认定为关键设施。其既包括有形财产，如铁路、电信、能源、电网等，也包括知识产权等无形财产。 如果某个企业拥有

表二：市場の支配的地位を有する事業者がその知的財産権の許諾を拒否する場合

市場の支配的地位の濫用	取扱い形式/構成要件	簡潔な説明
許諾拒否	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の知的財産権はその他の事業者が行う生産経営の「不可欠施設」である。 事業者は正当な理由なく、その他の事業者が合理的な条件で当該知的財産権を使用することを許諾しない。 当該知的財産権の許諾 	<ul style="list-style-type: none"> 「規定」は EU および米国の競争法における不可欠施設の概念を導入した。即ち、ある一施設が独占者の支配するものであり、競争相手が合理的に当該施設を複製できない（経済上または法律上、実行できない）場合、当該施設は不可欠施設と認定されるものと思われる。それには有形財産、例えば鉄道、電信、エネルギー、電力網などが含まれれば、知的財産権などの無形財産も含まれる。 ある企業が「不可欠施設」

	<p>致相关市场上的竞争或者创新受到不利影响，损害消费者利益或者公共利益；</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 实施许可该知识产权不会对该经营者造成不合理的损害。 	<p>相当于“必需设施”或与“必需设施”相联系的知识产权，则由于该知识产权在相关市场上不能被合理替代，且为其他经营者参与相关市场的竞争所必需；拥有者就在一定范围内承担了以合理条件开放使用该必需设施的义务，而不能拒绝许可，否则，可能适用反垄断法予以规制。</p>
<p>律师提示：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ “必需设施不得拒绝许可”规则在《规定》征求意见时曾引发较大争议，被认为阻碍了知识产权权利人对独占权利核心价值的正当追求。此次正式公布的《规定》则将“经营者开放必需设施”的义务限制在非常严格、有限的范围之内。但是，经营者在实际行使知识产权的过程中仍应当对此给予足够的关注，在相关知识产权构成“关键设施”的情况下（典型的如通信公司在无线通信领域拥有的相关专利），应当在交易相对人提出合理理由的情况下，将关键设施的内容开放许可等。 		

	<p>拒否は関連市場における競争または革新に不利な影響を及ぼし、消費者の利益または公共の利益を損なうことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 当該知的財産権の許諾実施は当該事業者に不合理な損害を与えることはない。 <p>に相当し、または「不可欠施設」と関連する知的財産権を保有する場合、当該知的財産権が関連市場において合理的に代替ができず、且つその他の事業者が関連市場の競争に参入する際に必要であることから、保有者は一定の範囲において合理的な条件で当該不可欠施設の使用を開放する義務を負うことになるため、許諾を拒否することはできず、さもなければ、独占禁止法を適用して規制するものと思われる。</p>
<p>筆者からの注意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「不可欠施設は許諾を拒否してはならない」という規則は、「規定」がパブリックコメントを求めた際に大きな論争を引き起こしており、知的財産権権利者の独占権利の核心的価値に対する正当な追求を阻害するものと認識されていた。この度正式に公布された「規定」は、「事業者が不可欠施設を開放する」義務を非常に厳格、有限な範囲に制限している。ただし、事業者が実際に知的財産権を行使する過程においては、依然として本点に対し十分に注意しなければならず、関連知的財産権が「不可欠施設」を構成する状況においては（典型的な例としては通信会社が無線通信分野において保有する関連特許）、取引相手が合理的な理由を提起する状況において、不可欠施設の内容の許諾開放が必要となる。 	

表三：经营者无正当理由在行使知识产权的过程中搭售

滥用市场支配地位	表现形式/构成要件	简要说明
搭售	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 经营者无正当理由，违背交易惯例、消费习惯等或者无视商品的功能，将不同商品强制捆绑销售或者组合销售； ▪ 实施搭售行为使该经营者将其在搭售品市场的支配地位延伸到被搭售品市场，排除、限制了其他经营者在搭售品市场或者被搭售品市 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支配地位延伸，并非指经营者在搭售品市场和被搭售品市场同时具有支配地位，而是指经营者利用其在搭售品市场的支配地位在被搭售品市场排除、限制竞争。例如，在国家发展和改革委员会的行政处罚决定中，认定某公司“利用在无线标准必要专利许可市

表三：事業者が正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において抱合せ販売を行う場合

市場の支配的地位の濫用	取扱い形式/構成要件	簡潔な説明
抱合せ販売	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者が正当な理由なく、取引慣例、消費習慣などに反し、または商品の機能を無視して、異なる商品を強制的に抱き合わせて販売し、または組み合わせ販売する。 ▪ 抱合せ販売行為の実施は、当該事業者が自らの抱合せ販売する商品市場における支配的地位を抱合せ販売される商品の市場に 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支配的地位の拡大は、事業者が抱合せ販売を行う商品の市場と抱合せ販売される商品の市場において同時に支配的地位を有することを指すものではなく、事業者が自らの抱合せ販売を行う商品の市場における支配的地位を利用して抱合せ販売される商品の市場において競争を排除、制限することを指す。例えば、国家発展改革委員会の行政処罰決定において、ある会社が「無線標準必須特許許諾市場の支配

	<p>场上的竞争。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在以往的反垄断法实践中（域外），典型的情形如微软公司滥用其在操作系统软件领域的垄断地位将自己的媒体播放器和视窗操作系统捆绑销售，妨碍正常的市场竞争。 	<p>专利许可中没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可”。</p> <ul style="list-style-type: none"> 该条未对“正当理由”做出界定，理论上，应参照执行《工商行政管理机关禁止滥用市场支配地位行为的规定》第8条的规定，综合考虑搭售是否是经营者基于自身正常经营活动及为了正常效益而采取，以及对经济运行效率、社会公共利益及经济发展的影响（以下附加不合理限制条件的分析亦同）。
<p>律师提示：</p> <ul style="list-style-type: none"> 《规定》述及的搭售构成要件参考、援引了中国最高人民法院在奇虎公司诉腾讯公司滥用市场支配地位一案中关于搭售行为的裁判观点，即构成反垄断法上的搭售行为必须满足以下要件： <ol style="list-style-type: none"> 1) 搭售产品和被搭售产品是各自独立的产品； 2) 搭售者在搭售产品市场上具有支配地位； 3) 搭售者对购买者实施了某种强制，使其不得不接受被搭售产品。 4) 搭售不具有正当性，不符合交易惯例、消费习惯等或者无视商品的功能。 由此可见，目前行政和司法层面关于搭售行为的性质认定趋于一致，藉此形成的反垄断法规则在执法和司法中得到统一的适用。经营者对此可以做出稳定、合理的预期，并合规地行使知识产权。 		

	<p>まで拡大し、その他の事業者の抱合せ販売する商品または抱合せ販売される商品の市場における競争を排除、制限することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの独占禁止法の実務における（域外）典型的な例では、マイクロソフト社が自らのオペレーティング・システムソフトウェア分野における独占的な地位を濫用して自己のメディアプレーヤーと Windows オペレーティング・システムの抱合せ販売を行い、正常な市場競争を阻害した。 	<p>的地位を利用して、無線標準必須特許許諾において正当な理由なく非無線標準必須特許許諾の抱合せ販売を行った」と認定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該条項は「正当な理由」について定義していないが、理論上、「市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第8条の規定を参照実施し、抱合せ販売が事業者の自らの正常な経営活動に基づくものであるか、正常な収益のために講じたものであるか、経済の運行効率、社会の公共利益および経済発展に及ぼす影響を総合的に考慮しなければならぬ（後述の不合理な制限条件を付加する場合の分析においても同じ）。
<p>筆者からの注意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「規定」で言及する抱合せ販売の構成要件は、中国最高人民法院のQihoo社がTencent社を市場の支配的地位の濫用で訴えた事件における抱合せ販売行為に関する裁判の観点を参考、引用しており、即ち、独占禁止法上の抱合せ販売行為を構成するには以下の要件を満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 抱合せ販売を行う製品と抱合せ販売される製品がそれぞれ独立した製品である。 2) 抱合せ販売を行う者が抱合せ販売を行う製品の市場において支配的地位にある。 3) 抱合せ販売を行う者が購入者に対しある種の強制を行い、抱合せ販売される製品を引き受けざるを得ないようにした。 4) 抱合せ販売に正当性がなく、取引の慣例、消費習慣などに合致せず、または商品の機能を無視している。 以上から、現時点では行政および司法レベルで、抱合せ販売行為に関する性質認定の方針はほぼ一致しており、これに基づき形成された独占禁止法の規則は法執行および司法において統一的に適用されることになる。事業者は本点について安定的、合理的な予想を立て、ルールに合った知的財産権を行使することができる。 		

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将对“经营者无正当理由在行使知识产权的过程中附加不合理的限制条件”、“特定类型的滥用知识产权行为”进行解读。

紙面の関係から以上の内容までを紹介するが、次回「里兆法律情報」においては、「事業者が正当な理由なく知的財産権を行使する過程において不合理な制限条件を付加する場合」、「特定種類の知的財産権濫用行為」について解説する。

（里兆律师事务所 2015 年 09 月 18 日编写）

（里兆法律事務所が 2015 年 9 月 18 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 债权回收案件
- 劳动人事纠纷
- 撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）
- 高尔夫球场的拆除与会员的索赔

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 債権回収案件
- 労働人事紛争
- 撤退、及び撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）
- ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求